

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

■教育・保育提供区域について

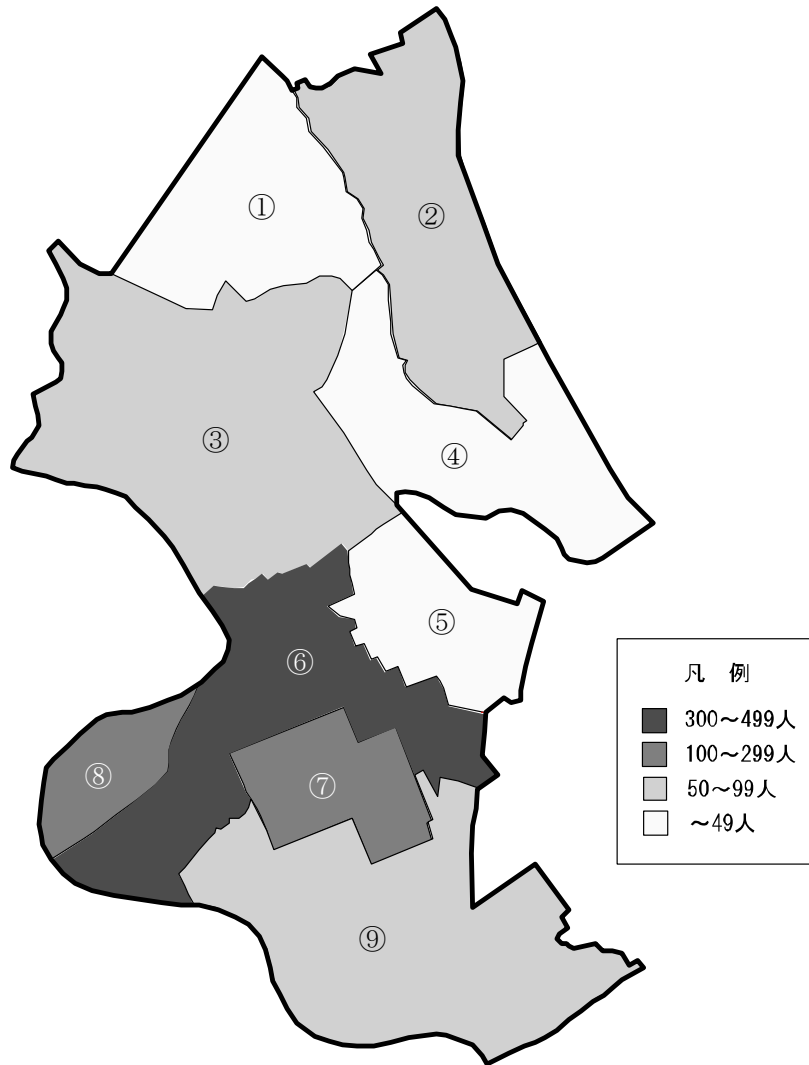
- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案する。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域とする。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本とする。

2 社会的条件と施設の立地状況

(1) 6歳未満の児童の分布

平成31年4月1日現在の松伏町の6歳未満の児童数は1,059人で、うち松伏・松葉地区に479人(45.2%)、ゆめみ野・ゆめみ野東地区に190人(17.9%)、田中地区に163人(15.4%)となっており、松伏町役場を中心とした町中央部の3地区に6歳未満の児童全体の78.5%が居住しています。

6歳未満の児童の分布



		6歳未満の児童数	
		児童数	構成比
①	魚沼地区	6	0.6%
②	築比地地区	52	4.9%
③	大川戸地区	66	6.2%
④	金杉地区	15	1.4%
⑤	田島地区	25	2.4%
⑥	松伏・松葉地区	479	45.2%
⑦	ゆめみ野・ゆめみ野東地区	190	17.9%
⑧	田中地区	163	15.4%
⑨	赤岩地区	63	6.0%
合 計		1,059	100.0%

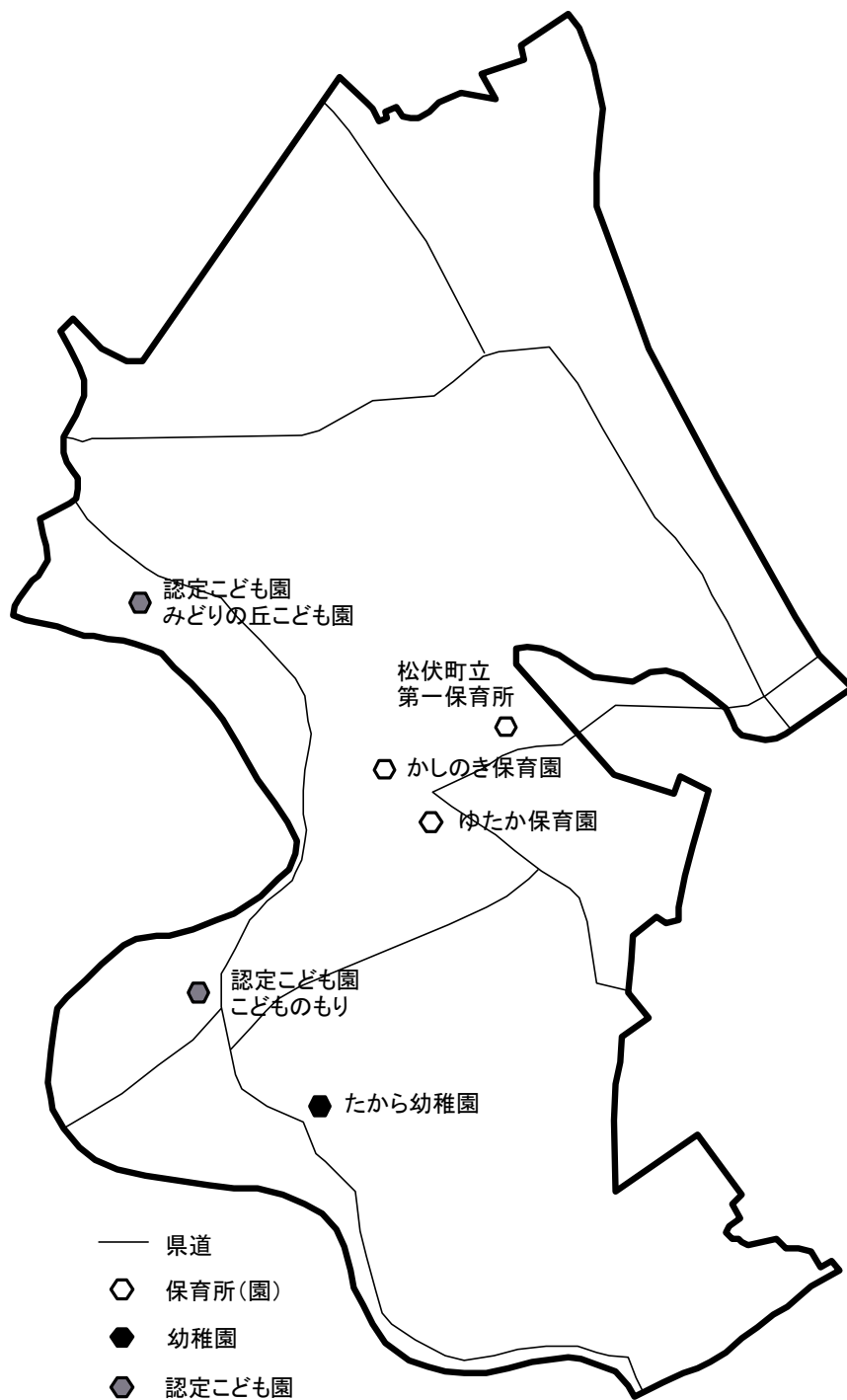
資料：住民基本台帳 平成31年4月1日現在

2. 教育・保育、子育て支援施設の分布

1) 教育・保育施設の分布

町内には、保育所（園）が3園、幼稚園が1園、認定こども園が2園あります。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園の位置



■保育所（園）一覧

保育所（園）名	所在地
松伏町立第一保育所	松伏町田島1557-1
ゆたか保育園	松伏町松伏431
かしのき保育園	松伏町松伏192

■幼稚園一覧

幼稚園名	所在地
たから幼稚園	松伏町上赤岩1200

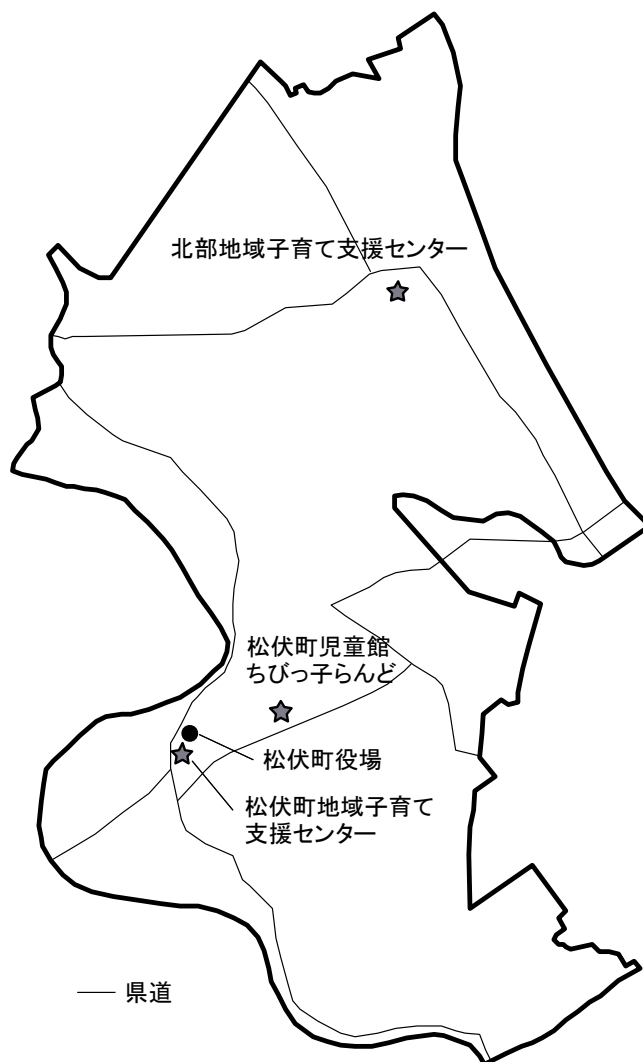
■認定こども園一覧

認定こども園名	所在地
こどものもり	松伏町田中1丁目7番31
みどりの丘こども園	松伏町大川戸2174

2) 子育て支援施設

町内の子育て支援施設として、松伏町役場の他、松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター、松伏町児童館ちびっ子らんどが設置されています。

子育て支援施設の位置



3. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

教育・保育提供区域の設定に当たり、松伏町の人口、児童数の規模と分布状況を考慮すると、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として基盤整備を行うことが効率的であり、利用者の利便性にも支障を来さないものと考えられます。

よって、本計画では、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として捉え、基盤整備を推進することとします。

第2節 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期

(1) 年齢別児童数の推計

松伏町第5次総合振興計画（後期基本計画）の将来人口に基づき、住民基本台帳を用いて松伏町の児童数を推計しました。

松伏町の児童数は年々減少する傾向を辿っており、令和2年以降も減少が続くと予想されます。各年の年齢別児童数の推計値は下表のとおりです。令和6年の11歳以下の児童数を2,087人と推計しました。

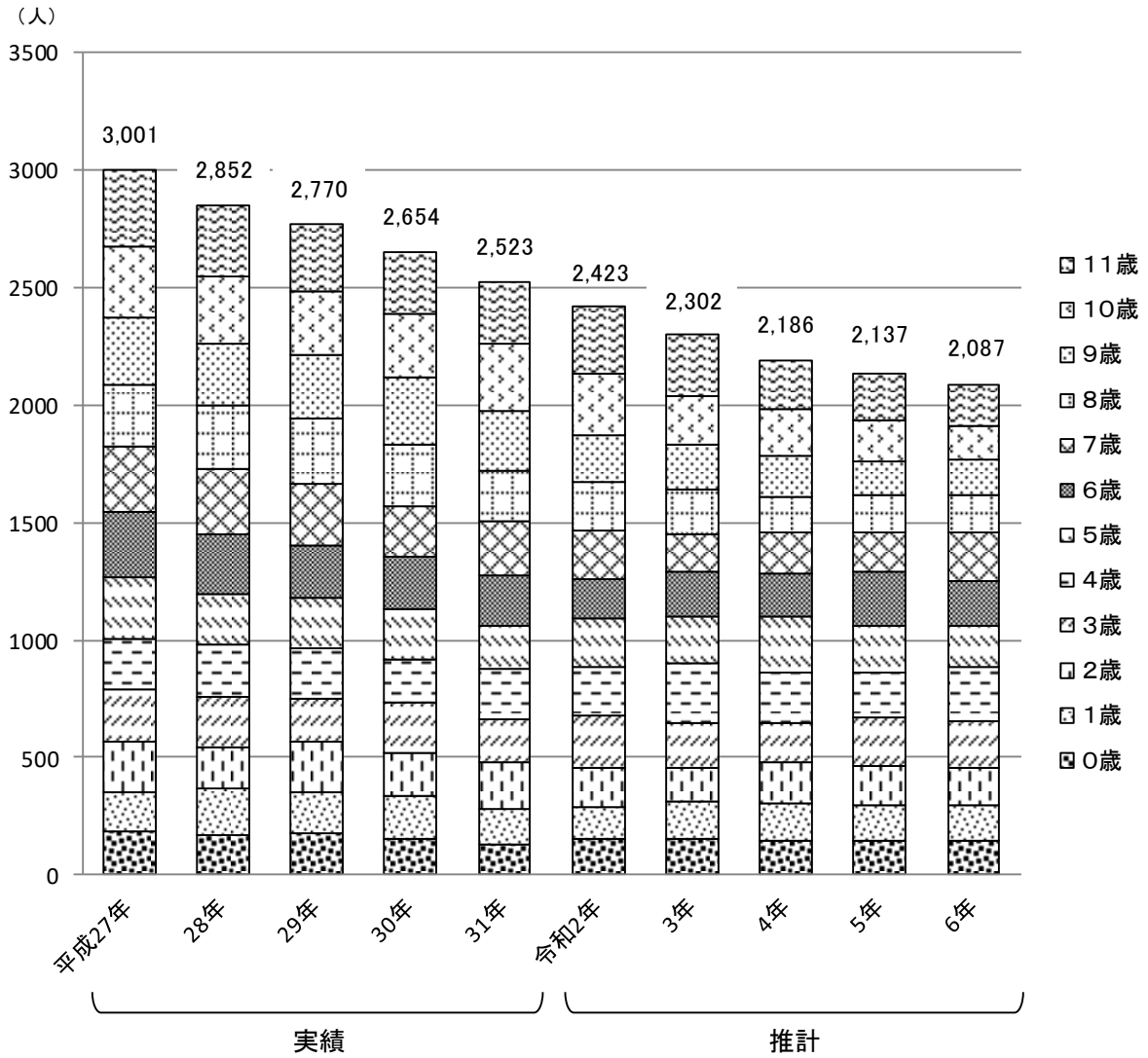
■松伏町の児童数の推移（実績と推計）

	実 績					推 計				
	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
0歳	189	171	181	152	129	156	152	148	146	144
1歳	167	194	173	188	155	134	162	157	154	152
2歳	213	179	214	179	192	165	142	172	167	163
3歳	224	215	184	213	184	224	193	166	201	195
4歳	215	221	210	185	215	210	256	220	190	230
5歳	259	212	221	212	184	200	196	238	205	176
6歳	281	256	216	229	216	173	188	184	224	192
7歳	272	282	263	215	231	201	162	175	172	209
8歳	263	270	284	262	214	213	186	149	162	158
9歳	292	265	269	285	257	199	198	172	138	150
10歳	302	286	267	265	281	260	201	200	174	140
11歳	324	301	288	269	265	288	266	205	204	178
合計	3,001	2,852	2,770	2,654	2,523	2,423	2,302	2,186	2,137	2,087

※実績は各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

松伏町の児童数の推移（実績と推計）



※実績は各年4月1日現在

(2) 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（平成30年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み

(人)

	量の見込み				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定	277	281	272	260	262
2号認定	349	354	343	328	330
教育ニーズ	85	86	83	80	80
保育ニーズ	264	268	260	248	250
3号認定	157	158	169	166	162
0歳	24	23	23	23	22
1・2歳	133	135	146	143	140

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども : 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども : 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども : 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）

(3) 確保の方策

① 特定教育・保育施設

町内には保育所（園）が5園、幼稚園が3園あり、うち2園が幼保連携型認定こども園です。（保育所（園）のみが3園、幼稚園のみが1園、認定こども園が2園です。）

今後の幼稚園から認定こども園への移行については、利用の状況やニーズを勘案しながら検討していきます。

② 特定地域型保育事業

現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して実施を検討します。

ア) 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所（園）と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

（いわゆる保育ママ）

イ) 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

ウ) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。（いわゆるベビーシッター）

エ) 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内または事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

■教育・保育の量の見込みと提供体制

		町内の施設を利用						町外の施設を利用				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
			教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	242	85	264	24	133	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
		その他(預かり保育等)		85					0			
①-②(▲は提供の余剰)		▲ 43	0	▲ 4	▲ 2	▲ 13	0	0	0	0	0	
令和3年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	247	86	268	23	135	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
		その他(預かり保育等)		86					0			
①-②(▲は提供の余剰)		▲ 38	0	0	▲ 3	▲ 11	0	0	0	0	0	
令和4年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	235	83	260	23	146	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
		その他(預かり保育等)		83					0			
①-②(▲は提供の余剰)		▲ 50	0	▲ 8	▲ 3	0	0	0	0	0	0	
令和5年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	220	80	248	23	143	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
		その他(預かり保育等)		80					0			
①-②(▲は提供の余剰)		▲ 65	0	▲ 20	▲ 3	▲ 3	0	0	0	0	0	
令和6年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	222	80	250	22	140	120	0	0	0	0
		他市の子ども	60	0	0	0	0					
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	0	268	26	146	20	0	0	0	0
		特定地域型保育事業										
		認可外保育施設							0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	200					100				
		その他(預かり保育等)		80					0			
①-②(▲は提供の余剰)		▲ 63	0	▲ 18	▲ 4	▲ 6	0	0	0	0	0	

※2号認定のうち幼稚園の利用を希望する分(教育ニーズ)は1号認定として集計している。

2 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保

(1) 基本的な方針

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。幼稚園での預かり保育や延長保育ニーズへの対応、保育所（園）における保育需要に応じた定員確保が求められますが、将来の就学前人口の減少を踏まえると、保育所（園）及び幼稚園の充実とともに、保育所（園）と幼稚園の一体化を進める必要があります。

こうした状況に鑑み、保育所（園）、幼稚園に加え、保護者の就労形態にかかわらず子どもが教育・保育の機会を得られる施設として、認定こども園の整備に取り組みます。教育・保育の一体的提供により、保護者の選択肢を広げ、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

(2) 認定こども園のメリット

認定こども園のメリットとして、以下の諸点があげられます。

- ① 親の就労の有無にかかわらず、施設を利用できる。
- ② 適切な規模の集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できる。
- ③ 0歳から5歳まで、一人ひとりの育ちに合わせた連続した教育・保育が行える。
(就労要件を満たさなくなった場合でも退園する必要がない。)
- ④ 既存の幼稚園を保育施設として活用できる。
(幼稚園では預かる時間が短いという保育ニーズに対応。)
- ⑤ 既存の保育所（園）を教育施設として活用できる。
- ⑥ 専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援を充実できる。

(3) 一体的提供・推進に関する体制の確保

① 教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、子どもにとってより良い教育・保育環境が実現されるよう工夫します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

教育・保育の一体的提供を実施する上で、職員が果たす役割は重要です。職員間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、職員の研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

③ 低年齢児保育の充実

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援する上で、0歳児、1歳児の受け入れ態勢の充実が求められます。また、3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることから、低年齢児保育の充実に努めます。

④ 多様な就労形態への対応

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化するなか、幼稚園における預かり保育や延長保育に対するニーズが高まっています。また、保育所（園）では、保育開始時間を早めたい、終了時間を遅くしたいという希望もあります。こうした状況に配慮し、多様な就労形態に対応した教育・保育施設のあり方を引き続き検討します。

⑤ 保護者の認知の促進

認定こども園における教育・保育の一体的提供に対する保護者の認知度を高めるため、その特徴やメリット等について丁寧な説明と広報により周知し、保護者と職員間の連携を通して理解を深めます。

⑥ 保護者間の連携への支援

認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

⑦ 地域子育て支援の推進

核家族化が進展するなか、就学前施設に対しては、子育て支援や家庭支援、地域的な保護者間のつながりの形成、子育ての不安解消等を支援する機能が求められています。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園においても、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実に推進します。

⑧ 小学校との連携・交流の推進

小学校入学に当たり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

3 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(1) 基本的な方針

平成30年度のアンケート調査では、出産後職場復帰した母親のうち子どもが1歳未満のうちに復帰したのは38.9%、1歳のうちに復帰したのは55.5%となっています。

他方、職場の育児休業制度内で希望する職場復帰時期は1歳のうちが50.0%を占め、1歳未満は7.4%にとどまっています。また、希望より早く職場復帰した場合の理由としては、希望する保育所（園）等に入るための最が多くなっています。

こうした状況から、教育・保育施設における低年齢児保育、特に1歳児の十分な受け入れ態勢を整備する必要があります。

(2) 円滑な利用の確保方策

① 受け入れ態勢の整備

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するため、保育所（園）、認定こども園における0歳児、1歳児の受け入れ態勢を整備し、保護者が希望する時期に職場復帰できる環境づくりに努めます。

② 低年齢児保育の充実

3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることを踏まえ、低年齢児保育の充実に取り組み、保護者の保育に対する不安の解消に努めます。

③ 情報提供、相談・支援の充実

休業中の保護者に対する情報提供や相談・支援体制を整え、産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用を促進します。

また、休業中の保護者に限らず、幅広い対象に対して地域の子育て支援や家庭支援体制について広報を行います。

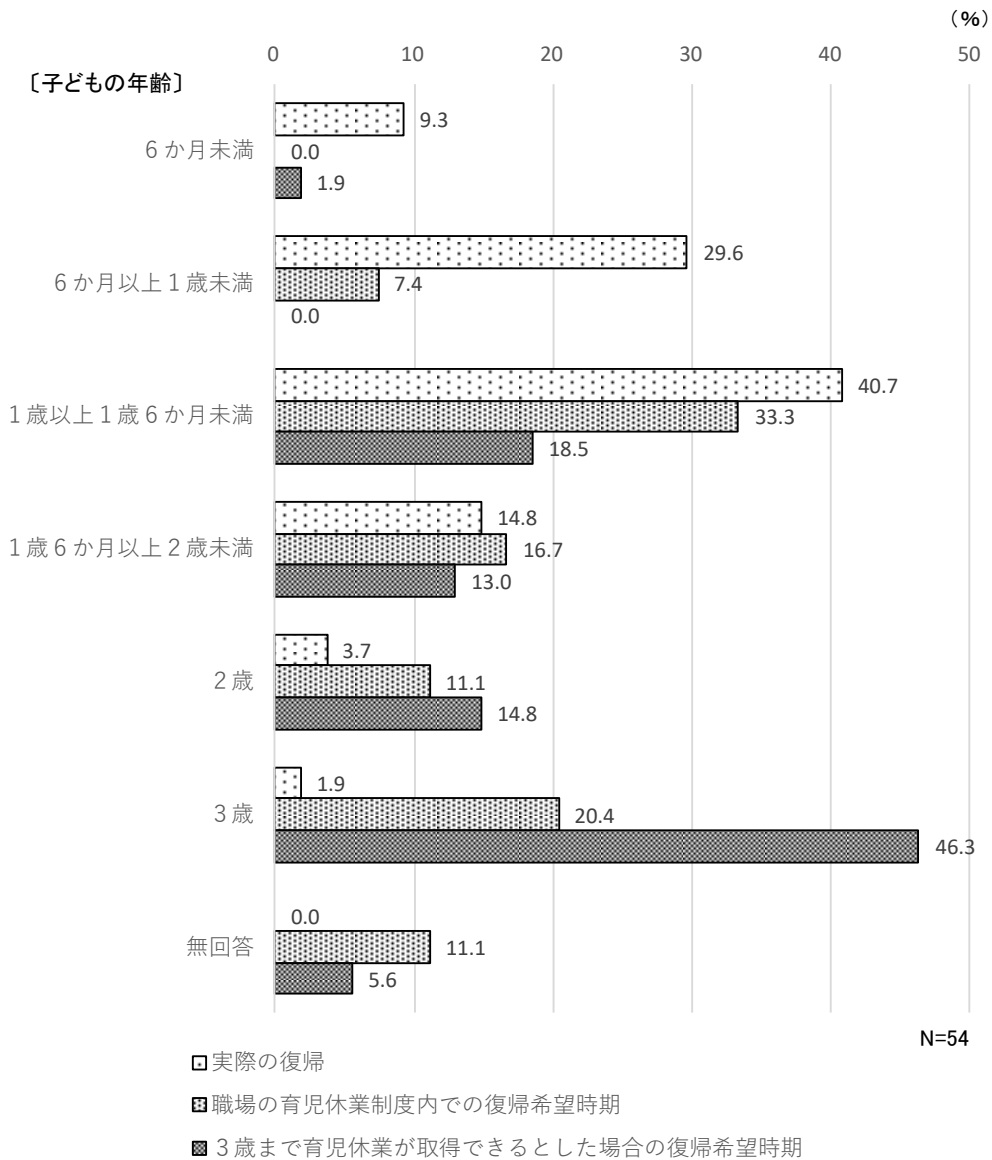
④ 保育ニーズや事業者情報の収集と子育て関連地域事業者等との連携

教育・保育の更なる改善に向け、地域の保育ニーズや事業者情報の収集に取り組みます。また、子育て関連地域事業者等との連携を強化し、適宜適切な保育が提供される体制構築に努めます。

(参考) アンケート結果に見る育児休業からの職場復帰時期について

- ・ 育児休業を取得後に職場復帰した母親のうち、子どもが1歳未満のうちに復帰したのは38.9%（6か月未満9.3%、6か月以上1歳未満29.6%）、1歳のうちに復帰したのは55.5%（1歳以上1歳6か月未満40.7%、1歳6か月以上2歳未満14.8%）でした。
- ・ 職場の育児休業制度内で希望する職場復帰時期は、1歳未満は7.4%にとどまり、1歳のうちが50.0%（1歳以上1歳6か月未満33.3%、1歳6か月以上2歳未満16.7%）を占めています。また、46.3%が育児休業制度で取得できるのであれば3歳まで取得したいと回答しています。

育児休業を取得した母親の職場復帰の時期と希望する復帰時期



資料：子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成30年10月実施）

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 相談・支援を行う事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

■ 利用者支援事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人回）	3,102	3,107	3,258	3,188	3,132
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

2 訪問による事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人)	156	152	148	146	144
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 保健センター(子育て世代包括支援センター)				

(2) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■ 要支援児童の支援に資する事業の量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養育支援訪問(人)	30	30	30	30	30
要保護児童(人)	5	5	5	5	5
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 すこやか子育て課・保健センター				

3 通所による事業

(1) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人）	8	8	8	8	8
確保方策（人）	8	8	8	8	8

※現在までのところ受入実績はないが、緊急時に備えて受け入れ態勢を確保するといような文言が必要か。

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、（2）一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）に掲載しています。

(2) 一時預かりを行う事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

■ 一時預かりを行う事業（幼稚園の在園児対象）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定 （人日）	1,906	1,935	1,875	1,788	1,806
	2号認定 （人日）	390	396	384	366	370
確保 方策	一時預かり事業 （幼稚園型） （人日）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

■ 一時預かりを行う事業（幼稚園型を除く）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人日）※		710	718	719	690	688
確保 方策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く） （人日）	700	700	700	700	700
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化 事業を除く）（人日）	50	50	50	50	50
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ） （人日）	0	0	0	0	0

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応します。

■ 延長保育事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人日）	312	315	315	304	304
確保方策（人日）	330	330	330	330	330

(4) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に一時的な保育をする事業です。

■ 病児・病後児保育事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み（人日）	7	7	7	7	7	
確保方策	病児保育事業（人日）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）	7	7	7	7	7

(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■ 放課後児童健全育成事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（利用者数）（人）	355	321	293	296	286
低学年（小学1～3年） （人）	190	174	165	181	182
高学年（小学4～6年） （人）	165	147	128	115	104
確保方策（利用者数）（人）	355	355	355	355	355
低学年（小学1～3年） （人）	190	190	190	190	190
高学年（小学4～6年） （人）	165	165	165	165	165

4 その他の事業

(1) 就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ 就学児に対する子育て援助活動支援事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（人日）	35	35	35	35	35
確保方策（人日）	40	40	40	40	40

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み（回）	2,128	2,072	2,044	2,016	1,960
確保方策	【実施場所】 各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【検査項目】 県基準と同じ				

※量の見込みは、年間の妊婦の人数に一人当たりの健康診査回数を乗じて算出している。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難な方等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成することにより、これらの方の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

■ 実費徴収に係る補足給付事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人)	70	70	70	70	70
確保方策(人)	70	70	70	70	70

第4節 放課後における児童の安全・安心な居場所の確保

1 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が仕事等により昼間家庭にいない町内小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。町内には下表の6教室を開設しています。

■ 学童クラブ設置状況

学童クラブ名	設置	運営	設置場所	定員
いるかクラブ	公設	指定管理者	松伏小学校内	70人
りす学童クラブ	公設	指定管理者	松伏小学校内	70人
杉の子学童クラブ	公設	指定管理者	金杉小学校内	45人
どんぐり学童クラブ	公設	指定管理者	松伏第二小学校内	60人
なごみ学童クラブ	公設	指定管理者	松伏第二小学校内	70人
かしのき学童クラブ	民設	父母会	松伏188-3	40人

(2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域住民や企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施するものです。

金杉小学校において、学校敷地内に設置されている学童クラブと連携して、一体型の放課後子ども教室を実施しています。

■ 令和元年度放課後子ども教室実施状況

設置場所	登録児童数	指導員数	年間実施日数	全校児童数	登録率
金杉小学校内	30人	10人	61日	188人	16%

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の目標事業量

町内の3小学校全ての学校敷地内において、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を実施します。

また、金杉小学校において、学童クラブと併設する一体型の放課後子ども教室を実施します。

■ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)及び放課後子ども教室の目標事業量

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
学 校 数	3	3	3	3	3
学童クラブ数 (定員)	6 (355)	6 (355)	6 (355)	6 (355)	6 (355)
放課後子ども教室数	1	1	1	1	1
上記のうち一体型の教室数	1	1	1	1	1

※ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の量の見込みはV-21ページに掲載。

■ 放課後子ども教室の目標事業量

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録児童数(定員)	30人	30人	30人	30人	30人
指導員数	12人	12人	12人	12人	12人
実施日数	62日	62日	62日	62日	62日

3 放課後子ども教室の実施計画

週2日、2時間程度を実施の目安とし、学習活動や体験活動、交流活動を行います。

学習活動：子どもの発達段階を考慮し、算数教室、歴史教室、漢字教室など、子どもの興味と関心を引き付ける内容を工夫して実施します。

体験活動：小学校の体育館や校庭を活用したスポーツを行います。また、学校では体験できない新しい運動の紹介や文化活動体験も行います。子どもや保護者に対するアンケート等を実施して、体験活動の内容を検討していきます。

交流活動：地域の方々に指導をお願いし、地域の伝統的な行事の紹介や体験活動などを行って地域の絆や交流を深めます。

また、適切な資質とスキルを持った指導員の配置により、利用者一人ひとりに質の高い指導や配慮が行き渡る体制の確保に努めます。

4 学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営の推進に関する方策

学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営は、異学年交流の促進や様々な体験を通して児童の主体性を養うことが期待できるなど、子どもたちの健全な育成において重要です。

学童クラブの活動内容や学童クラブの指導員の助言を放課後子ども教室に取り入れるなど、両事業のスタッフが連携してプログラムの内容や実施方法等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けて連携を進めます。

地域の方々に指導をお願いし、「スナッグゴルフ」体験を実施しています。

また、「よさこいソーラン踊り」の体験及び「木工教室」でのコースター作り体験を計画しています。これらの活動で地域の方々との交流推進を行い、仲間同士の良さの認め合いを図り、コミュニケーションを深めていきます。

5 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

松伏小学校、松伏第二小学校の2校では児童数の減少が見られるものの、余裕教室を学童クラブや放課後子ども教室に利用することについては、現状では難しい状況にあります。

今後、金杉小学校における一体型の実施成果や各小学校の施設状況、放課後子ども教室への参加希望等を踏まえ、一体型の教室を増やすことについて関係部局との協議を進めていきます。

6 学童クラブと放課後子ども教室の実施に係る関係部局の連携に関する方策

学童クラブの実施主体であるすこやか子育て課と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会による協議の場を設け、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営について検討します。

また、放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後子ども教室運営委員会を設置し、学童クラブ関係者、学校関係者、放課後子ども教室関係者等の参加により情報の共有を図るとともに、放課後子ども教室の運営方法や活動内容、学童クラブとの一体的な活動方法や連携について協議します。

7 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

一人ひとりのニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

児童虐待が疑われる場合には、関係機関に速やかに通告し、連携して対応します。

8 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在のところ、町内の学童クラブの開所時間を18時30分までとしています。開所時間の延長については、利用する保護者のニーズや子どもの健全育成の視点を考慮しつつ、協議や調整を行います。

9 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の確立により、子どもの健全な育成を図ります。

また、子どもの最善の利益を考慮し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行います。

新1年生の子どもの受け入れに際しては、子どもの発達と生活の連続性を保障するため、保育所（園）、幼稚園、認定こども園との情報交換を行なっている小学校と連携を密にし、子どもの健全育成を図ります。

10 学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策

学童クラブの育成支援内容については、ホームページや広報等を活用し、利用者や地域住民等に周知します。

また、開所中はいつでも見学できることとし、利用希望者に対して便宜を図るとともに、地域に開かれた学童クラブの運営を目指します。